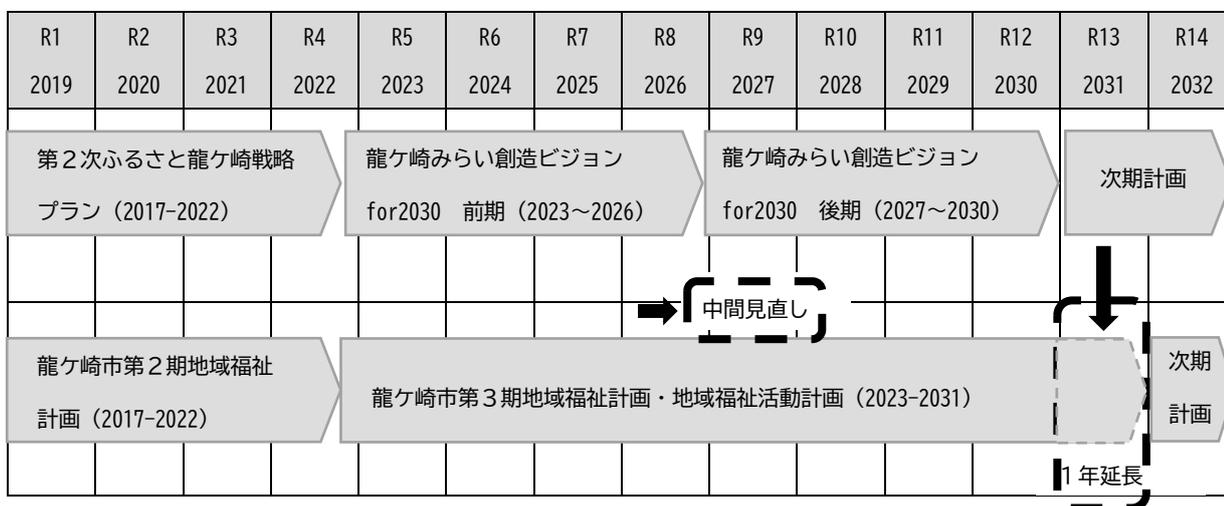


(会議資料より抜粋、ただし次ページ赤字箇所は見直し後に修正)

○計画期間等の見直しについて

- ・本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」と同時期に策定することとしていた。
- ・しかし、策定の際、最上位計画が定まらない中で作業することとなり、困難を生じた。
- ・他の分野別計画では、教育プランなど、最上位計画策定後1年遅れて策定しているものが多い。また、本計画同様、計画期間を最上位計画に合わせていた地域公共交通計画は、最上位計画と計画期間の終期が同時期となっていたところ、次期最上位計画の内容を踏まえて次期地域公共交通計画を策定していくものとするため、地域公共交通協議会での承認を得て計画期間を1年延長し、中間見直しを1年延期している。
- ・これと同様の考え方により、本計画の計画期間を次期最上位計画策定後の令和13年度末に1年延長したく承認を得たい。
- ・併せて、最上位計画の後期計画策定後の令和9年度に中間見直しを行うこととしたく、こちらについても承認を得たい。



(参考) 第3期計画の一部を修正 ※7, 9ページ 赤字が修正箇所

第3節 計画の位置づけ

本市の他の計画との関係

「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画・（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」（以下、「本計画」という。）は、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」や社会福祉法の規定などに則って策定する、地域福祉に関する計画です。本計画に関連する他の計画は高齢者や防災、交通など分野別ですが、本計画はそれらを含む様々な分野のうち地域福祉に関することがらを横断的に取りまとめた計画です。そのため、本計画では、関連する他の本市行政計画等とも連携しながら地域福祉を推進します。

(中略)

第4節 計画の期間

本計画の期間は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」と同じく、令和5（2023）年1月から令和14（2032）年3月までの概ね9年間とします。

そのため、今後の社会情勢などの変化に応じて新たな課題が顕在化することも想定されます。また、取組指標の目標値の時期を「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に合わせて令和8（2026）年としています。以上のことから、中間にあたる令和9（2027）年度に、目標値の再設定を含む内容の見直し・再検討を行うこととします。